

令和元事業年度

事業報告書

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

目次

トピックス	1
1. 理事長によるメッセージ	2
2. 法人の目的、業務内容	3
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
(3) 主な関係法令	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
4. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等	5
(1) 行動理念及び行動方針	
(2) 令和2年度以降の主要な業務	
5. 年度目標及び事業計画	10
(1) 年度目標	
(2) 事業計画	
6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	13
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	18
(1) リスク管理の仕組み	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
8. 業績の適正な評価の前提情報	21
9. 業務の成果と使用した資源との対比	27
(1) 自己評価	
(2) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
10. 予算と決算との比較	29
11. 財務諸表	30
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
12. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報	32
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 内部統制の運用に関する情報	34
14. 法人の基本情報	36
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
15. 参考情報	42
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

令和元年度のトピックス

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（登録認定機関制度創設）の法案作成に貢献
- 輸出施設を認定する検査機関の調査を行う体制を整備
- 肥料取締法の改正に貢献
- 食品表示偽装防止の高いニーズに対応した講習会を全国で開催

・・・ といった行政上の重要政策課題や社会的課題に対応

その他トピックス

- 肥料の登録審査及び立入検査の効率化により肥料の品質の確保に貢献
- GMP導入推進とリスクに応じた立入検査で、合理的な飼料の安全確保体制を構築
- AI技術を活用した画像解析によるシジミ・アサリの原産地判別法の確立
- JASの基準・認証・マークが国際的に通用する環境整備の推進
- つわぶきの天然毒素分析法の高感度化、効率化

など

今後のトピックス

- **肥料取締法改正への対応**
新たな制度に基づく立入検査手順の整備、事業者への新制度の周知、農林水産省への制度運用の検討に資する情報の提供等により、肥料の品質の確保に貢献
- **農薬取締法改正への対応**
再評価開始による業務増に備え、農薬使用者や蜜蜂に対する影響の新たな評価法を導入した登録審査や審査報告書作成への対応力を強化し、着実に実施
- **農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律への対応**
登録申請に対する迅速な調査を実施するとともに、登録機関へ立入検査を実施して適正な認定業務を確保することにより、食品等の輸出の促進に貢献

1. 理事長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、平成19年4月に独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所の3法人を統合して設立されました。

以来、科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とし、食品や、肥料、飼料、農薬など生産資材の検査・分析を関係法令に基づいて実施してまいりました。

令和元年度はこれらの事業に加え、令和2年4月に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の法案作成に貢献するとともに、同法に基づく登録認定機関の調査実施体制を整備しました。また、肥料取締法の改正に貢献するなど、行政上の重要政策課題や社会的課題に対応しました。

一方、組織運営については、リスクと機会の管理を中心とした新たなマネジメントシステムを展開し、内部統制の一層の推進に取り組んでおります。また、ISO/IEC17025に基づく自己適合宣言の推進や、職員の声を理事長自ら直接汲み上げる取組など、職員の技術力の向上や持続的組織運営に努めているところです。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともにFAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

FAMIC（ファミック）
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長 **木内 岳志**



FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で示し、3分野が1本の縄のように強固に結びついていくことを、科学技術的知見を象徴するDNAの2重らせんになぞらえ、同時に『農場から食卓まで』つながるフードチェーンもイメージし、ロゴで一体感を表しています。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMIC は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号。以下「センター法」という。)第3条)

(2) 業務内容

FAMIC の業務は、センター法第10条に定められています。その概要は次のとおりです。

- ① 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ② 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ③ 日本農林規格(JAS)、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ④ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ⑤ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ⑥ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ⑦ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ⑧ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ⑨ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ⑩ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ⑪ 上記の業務に附帯する業務
- ⑫ 食品、肥料、農薬、飼料等に関する関係法令に基づく立入検査等

詳細につきましては、次のサイト(e-Gov法令検索)からご覧いただけます。

◇ e-Gov法令検索(「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索)

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

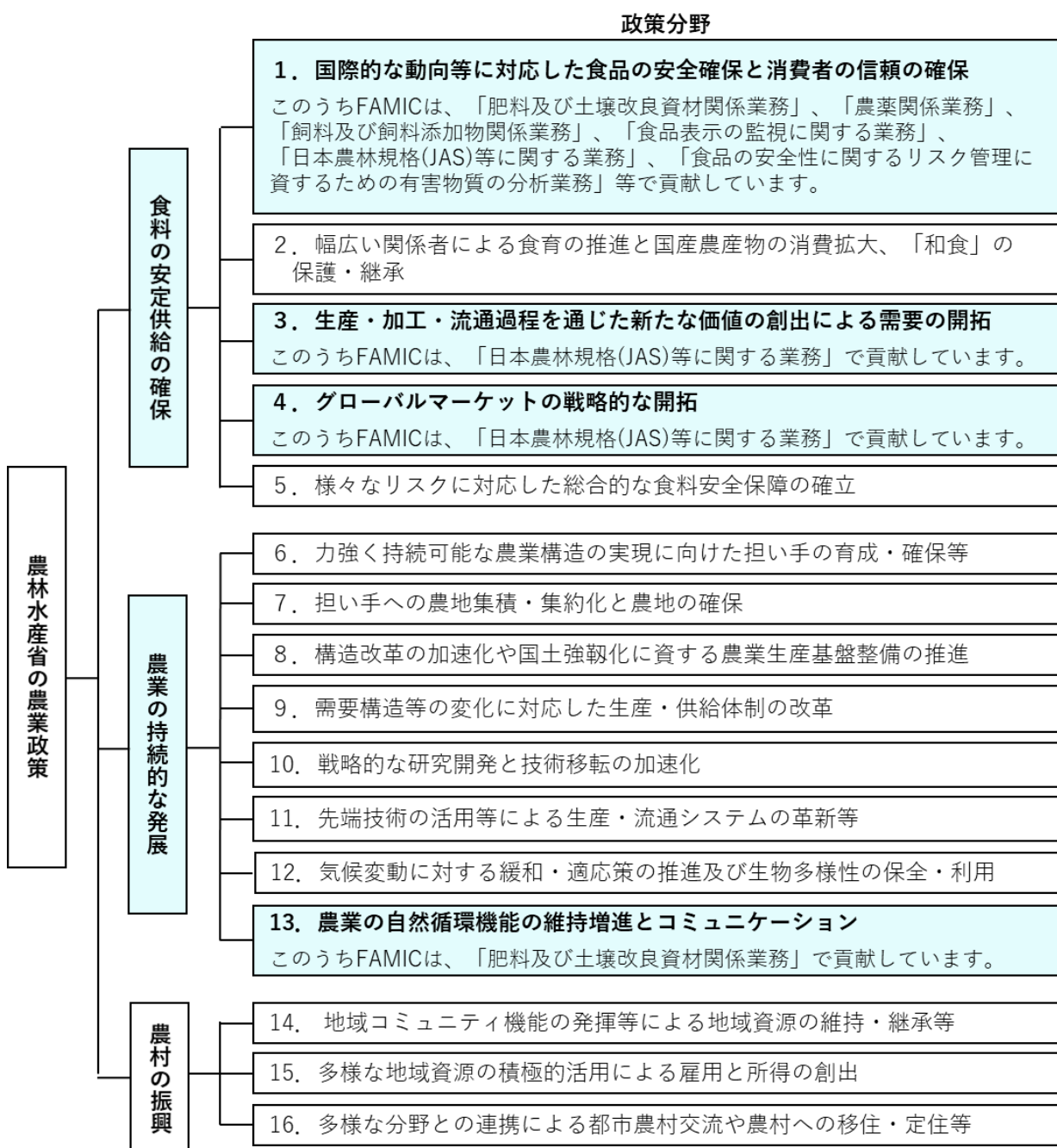
(3) 主な関係法令

- ・食品表示法(平成25年法律第70号)
- ・日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)
- ・肥料取締法(昭和25年法律第127号。なお、令和2年12月より「肥料の品質の確保等に関する法律」となる。)
- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。)
- ・愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。)
- ・地力増進法(昭和59年法律第34号)
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。)

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産省の政策は、農業に関して言えば、大きく「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の3つに分けられます。2. (2)のFAMICの業務の多くは、このうちの「食料の安定供給の確保」に位置付けられ、また、政策分野「1. 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」の下に位置付けられています。（以下の図をご参照ください。）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を生かし、関係法令に基づき検査等を実施することで、食料の安定供給と安全確保に関する政策の一翼を担い、行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に関連した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題へ貢献します。



注：FAMICの各業務は、「5. 年度目標及び事業計画」や「8. 業績の適正な評価の前提条件」などに記載しています。

4. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 行動理念及び行動方針

FAMIC は、次の行動理念を定めています。

行動理念

私たち農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としています。

このため

- ・食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。
- ・検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。

また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。

さらに、次の行動方針を定めています。

行動方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、農林水産省の消費・安全行政と密接に連携しつつ、“農場から食卓まで”のフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献する組織として、国民の期待に応えるべく、高い使命感と倫理観を持って、以下のとおり業務を推進します。

(顧客ニーズの把握)

1. 消費者、生産者、事業者、国等の顧客のニーズを十分踏まえて業務を推進します。

(顧客第一)

2. 業務の実施に当たっては誠意を持って丁寧かつ迅速に対応する等、顧客第一の精神で取り組みます。

(法令遵守)

3. 独立行政法人として、法令遵守を徹底するとともに、役職員は、自己研鑽に努め、公正・公平かつ透明に業務を遂行します。

(コスト意識)

4. 国民の税金により運営されている独立行政法人として、コスト意識を持って、管理業務等の合理化、機器の効率的な利用、アウトソーシング等により、効率的で効果的な業務の実施に努めます。

(法人の一体化)

5. 分野間の連携・協力、人事交流、一体的な研修等を積極的に行い、法人としての一体感の醸成を図ります。

(不断の業務改善)

6. 国民から評価され、期待される法人となるため、業務全般について PDCA サイクルによる不断の見直し・改善を行います。

(検査・分析能力の向上)

7. 検査・分析についての信頼性を確保するため、分析の精度管理を的確に実施するとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入、職員の技術的水準の維持・向上のための研修等、検査・分析能力の向上に継続的に取り組みます。

(専門知識を結集した業務の効果的推進)

8. 食を巡る様々なニーズ等に対応するため、プロジェクトチームの設置等により、各分野の専門技術的知見を活用して業務を効果的に推進します。

(業務の機動的推進)

9. 緊急時や繁忙時等において迅速かつ的確な対応を行うため、スタッフ制により機動的に業務を推進します。

これらの行動理念及び行動方針に基づき、農林水産行政の展開に合わせて農林水産省とより一層緊密に連携を図りつつ、新たな科学的知見や先進技術を取り入れ、効率的・効果的に業務を行い、農林水産行政を科学的、技術的側面から支えてまいります。

(2) 令和2年度以降の主要な業務

令和2年度以降、FAMIC が取り組んでいく主な事柄は次のとおりであり、上記の行動理念及び行動方針に則り進めてまいります。

① 肥料及び土壌改良資材関係業務

ア. 肥料の配合規制の見直しや原料管理制度の導入

今般の肥料取締法改正(令和2年12月より「肥料の品質の確保等に関する法律」となります。)により、産業副産物の肥料利用が一層拡大されることに対応し、肥料の生産に利用する原料の管理が強化されます。また、農家での施肥の労力やコストの低減などのニーズに対応し、国内で調達可能な堆肥などの配合に関する規制が見直されます。これにより、肥料の生産において、肥料の品質及び安全を確保するためには、多様な原料の中から適切なものを選択し利用することが、重要なポイントとなります。

このため、農林水産省では肥料の生産に利用できる原料を明確化するとともに、利用した原料の種類や量を帳簿に記載・保管することを義務付ける原料管理制度を導入することにより、事業者自らが肥料の生産工程の管理を行い、肥料の品質等を確保するとともに、適正な表示により公正な取引を確保することとしています。

今後は、立入検査の際に事業場での生産工程の重要管理点を洗い出し、事業者に対して生産工程の管理方法の導入・実行・向上に向けた適切なアドバイスを行い、新たな制度に基づく肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

イ. 肥料等試験法の今後の展開

これまでFAMICは、既存の試験法(公定法)を基に、新たな原料の組み合わせに対応した試験法の改良や最新の分析機器を活用した試験法の開発などに取り組みるとともに、試験法の性能の評価方法の検討に取り組み、これらの成果を「肥料等試験法」として定め、公定法を補完する試験法として公表してきました。今般の肥料取締法の改正により、新たな制度の下で産業廃棄物や堆肥などを利用した新たなタイプの肥料が生産されるため、これ

らの肥料の主成分、有害物質等を適正に評価する試験法の開発・改良、性能評価が、これまでも増して必要になります。

このため、今般の肥料取締法の改正で導入された新たな制度の下、事業者自らが新たなタイプの肥料等の品質をより適切に評価できるようにするため、令和2年4月より、従来の公定法に代わって、FAMICが定めた肥料等試験法が公定法に採用されました。肥料等試験法は、肥料の試験法のみならず、任意の試験法が必要な性能（新たなタイプの肥料等の主成分等を適正に評価できるか否か）を有しているかを評価する方法も示しているため、今後は、必要な性能を満たす様々な試験法を活用して、新たなタイプの肥料等の品質評価をより柔軟かつ効率的に行うことが可能となります。

今後も、新たな分析法の開発・改良に取り組むとともに、肥料業者や分析機関に対する技術的助言を通じて、肥料分析の信頼性の確保及び技術の向上を図り、新たな制度に基づく肥料の品質と公正な取引の確保に貢献してまいります。

② 農薬関係業務

ア. 登録審査の充実化への対応

農薬取締法改正により、農薬の登録に当たって審査すべき事項が追加されています。

例えば、農薬の安全性や品質が不純物によって損なわれるのを防ぐため、農薬の原料である「農薬原体」に規格を設定する仕組みが導入されています。規格の設定が義務づけられている新規農薬についてだけでなく、既に登録を受けた農薬の農薬原体の製造方法を変更しようとする製造業者からも、相当数の規格設定の要請が寄せられつつあります。

また、令和2年4月以降に登録申請される農薬については、蜜蜂や農薬使用者の健康に対する影響の大きさを評価し、被害防止を図ることとなります。

これらの新たな評価も含めて登録審査を迅速に実施するため、職員の技術力向上や審査手順の効率化などに取り組んでまいります。

イ. 製剤の審査報告書の作成・公表

農林水産省と共同で作成し公表している審査報告書について、農薬取締法改正により、今後は、有効成分に加えて製剤に関する報告書も作成していくこととなりました。農薬の製剤は、有効成分が同じであっても剤型（粉剤、粒剤や乳剤などの農薬の形状）が異なるものや、複数の有効成分を含むものなどが数多く開発されているため、効率的に作業を進める必要があります。

今後も、作業効率化の方法を模索し検討するとともに、分かりやすい審査報告書の工夫に取り組んでまいります。

ウ. 再評価の開始に向けた対応

新たに始まる再評価業務は、既に登録された農薬について、最新の科学的知見に基づき安全性等を再評価することを目的としており、4,000以上に上る農薬製剤につき15年一巡で実施することとなっています。その第一陣は令和3年10月から受付開始となります。再評価の審査についても、上記の新たに導入された評価法が適用されるほか、有効成分及び製剤の審査報告書も作成することとなり、その業務は膨大です。

今後も、メーカーが保有する試験成績が再評価に必要な要件を満たしているかの事前相談に適切に対応するとともに、迅速かつ的確な審査、効率的な審査報告書作成に組織を挙げて取り組んでまいります。

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

ア. 飼料の検査体制の見直し・GMP の普及

従来、飼料の安全を確保するため立入検査を実施し、かび毒や残留農薬等の有害物質の汚染状況や BSE（牛海綿状脳症）対策の有効性等を監視してきました。こうした取組や国際的に主流となっている事業者自らが取り組む生産工程管理（GMP）の普及・推進により我が国の BSE 発生リスクは低減しており、飼料の安全が確保されています。一方で CSF（豚熱）の国内発生の拡大、アジア地域における ASF（アフリカ豚熱）のまん延により肉等を含む食品残さを原料として使用するエコフィードの監視が重要となっています。

今後も、こうした状況を踏まえ、リスク・アプローチの考え方を導入し、各検査対象事業場の業種や使用している原料による、BSE、有害物質等のリスクの程度に応じて、立入検査の重点化を図りつつ、GMP の普及を推進し、合理的な飼料の品質・安全性の確保に貢献してまいります。

イ. 試験の信頼性の確保

飼料等の分析試験の信頼性の確保のため、肥飼料安全検査部では「とうもろこし中のかび毒の液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量試験」及び「飼料の飼料分析基準（第 16 章）に基づくサーマルサイ클ラーを用いたほ乳動物、反すう動物、牛及びしか由来 DNA の検出試験」について、試験所の技術能力に関する国際規格である ISO/IEC17025（2017）の認定を取得しています。

今後も、ISO/IEC17025（2017）の認定を維持しつつ、上記以外の分析試験においても、ISO の考え方に準じた品質マネジメントシステムへの移行を進め、飼料等の試験業務の信頼性を更に確保してまいります。また、新しい分析技術を取り入れた分析法や、多成分の同時分析が可能な分析法の開発等を通じて、職員の技術力の向上を図るとともに、飼料製造事業者の品質管理の高度化・合理化にも貢献してまいります。

④ 食品表示の監視に関する業務

ア. 原産地表示に関する監視

食品表示は、食品そのものを見るだけでは分からない食品の素性を明らかにするものであり、この情報が正確に提供されることにより、消費者がその情報に基づき、自主的かつ合理的に商品を選択することができます。特に、我が国の消費者は原産地の表示に対して非常に高い関心を持っています。FAMIC は、原産地表示に関する検査を、消費者の関心や行政ニーズが高いものと考え、国産と外国産の価格差が大きい品目など重要度の高い品目を中心に検査対象とし、令和元年度は 2,504 件を検査しました。

今後も、原産地表示に関する監視の重要性を踏まえ、直近の目標件数の水準を維持し、原産地表示に関する検査を年間 2,400 件以上実施してまいります。

イ. 原産地判別技術の開発・改良

これまでの加工食品の原料原産地表示制度では、義務表示の対象品目が限られており、原材料の産地の情報が消費者に十分提供されていると言い難い状況となっていました。こうした中、平成 29 年 9 月に食品表示法に基づく食品表示基準が改正され、令和 4 年 3 月末までに全ての加工食品に原料原産地表示が義務づけられることになりました。

今後も、加工食品の原料原産地表示の拡大に対応するため、加工食品を重点とした原産地判別技術の開発・改良を推進してまいります。

⑤ 日本農林規格(JAS)等に関する業務

ア. JAS 法等への対応

農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、JAS 法に基づき、事業者団体等へのサポートを含めた新たな JAS 原案の作成や JAS 制度の啓発等を行っています。また、登録認証機関及び登録試験業者として登録申請する民間機関を調査し、登録を行う農林水産大臣に報告します。登録後は、立入検査等により登録認証機関等の適正な認証業務を確保しています。また、農林水産分野の規格で認証又は試験を行う機関の能力を実証するため、認定業務を行っています。

今後も、JAS 法等に対応するため、登録調査、立入検査、認定業務などを進めてまいります。

イ. 輸出促進法への対応

政府が一体となって取り組んでいる農林水産物及び食品の輸出を促進するため、輸出促進法が令和 2 年 4 月から施行されました。FAMIC は、加工施設の認定等を行う民間機関（登録認定機関）の登録に係る調査業務を行うこととされています。

今後は、輸出促進法に基づき、登録認定機関として登録申請する民間機関を迅速に調査し、登録を行う農林水産大臣に報告するとともに、登録後は、立入検査により、登録認定機関の適正な認定業務を確保することで、食品等の輸出の促進に寄与してまいります。

⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

ア. 有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析

「小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験」について ISO/IEC17025 (2017) の認定を取得し、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供しています。

今後は、対外的に発表する試験データ等については、かび毒の分析業務以外であっても ISO/IEC17025 (2017) に基づく品質保証に努めてまいります。また、関連する有害物質の分析方法等について、自発的に調査・検証・検討等を行い、成果が得られたものは積極的に外部に発信し、FAMIC の先進性と技術水準をアピールしてまいります。

⑦ その他の業務

ア. 高いニーズに対応した食品表示偽装防止に関する講習会の拡充

昨年度、全国 2 か所で食品の不適正表示や食品表示偽装に関する講習会を開催しました。このテーマについての、受講者の強い関心に応えることができました。

このことを踏まえ、本年度は、内容をより分かりやすくし、講師を務める職員用の具体的な言いぶり等を準備し、本講習会を本部及び全ての地域センターで開催しました。

本講習会には高いニーズがあります。令和 2 年度も改善を図り、この講習会を引き続き複数会場で実施し、事業者等に対して受講の機会を確保してまいります。

5. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、例えば、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、立入検査の標準処理期間を定めて期間内に報告すること、試験・分析等を適切に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施することなどが目標として設定されています。平成31(令和元)年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点を変更しています。

- ・農林水産省が進めている肥料制度の見直しに資するための調査を追加しました。
- ・FAMIC 認定制度に基づく認定業務について、国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備を行う旨を追加しました。

② 一定の事業等のまとめりごとの目標

FAMIC は、平成31(令和元)年度目標における一定の事業等のまとめりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は、次のとおりです。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア. 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ. 農薬関係業務
- ウ. 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視及び日本農林規格等に関する業務

- エ. 食品表示の監視に関する業務
- オ. 日本農林規格等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ. 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ. その他の業務

詳細につきましては、FAMIC ホームページにて公表しています。

◇平成31(令和元)年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html

(2) 事業計画

FAMIC は、平成31(令和元)年度目標を達成するため、年度目標において設定された一定の事業等のまとめりごとに、4. の運営上の方針・戦略等を踏まえた事業計画を作成しています。

平成31(令和元)年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置
1	農業生産資材における安全の確保等に関する業務
	(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務
	農林水産省等関係機関との連携を密に行い、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。

(2) 農薬関係業務
諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務
分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。
2 食品表示の監視及び日本農林規格等に関する業務
(1) 食品表示の監視に関する業務
加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。
(2) 日本農林規格(JAS)等に関する業務
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JAS の制定等、JAS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合であっても、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。
4 その他の業務
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
1 業務運営の改善
2 業務運営コストの縮減
3 人件費の削減等
4 調達等合理化の取組
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。
第4 短期借入金の限度額
限度額を定める。
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
計画なし
第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
計画なし
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1 施設及び設備に関する計画
計画なし
2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)
職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。
3 積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和元年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等に充当する。
4 その他年度目標を達成するために必要な事項
(1) 内部統制の充実・強化

平成30年度に見直した内部監査実施方法を検証し、必要に応じて見直しを行うなど、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。
(2)情報セキュリティ対策の推進
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCA サイクルにより改善を図る。

詳細につきましては、FAMIC ホームページにて公表しています。

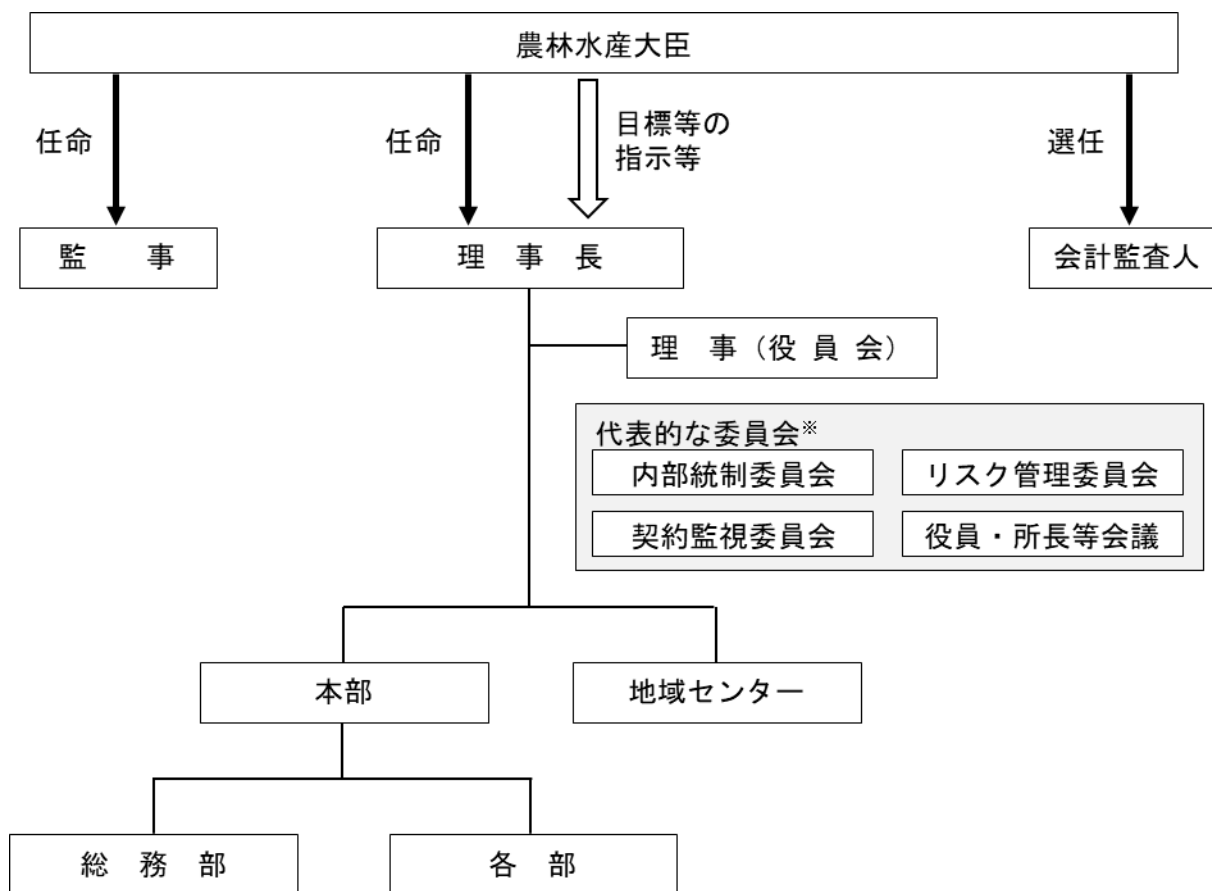
◇平成31(令和元)年度事業計画

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html

6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



(地域センター：札幌センター、仙台センター、名古屋センター、神戸センター、福岡センター)

※ 業務方法書に定められている委員会を記載しています。

FAMIC は、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制を推進しています。理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しの必要性について検討を行っています。加えて、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会を開催するとともに、内部統制の一環としてプロセス評価・人事評価・職員表彰を関連付けて運営しています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMIC ホームページにて公表しています。

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>

(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和2年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	木内 岳志	自平成31年4月1日 至令和5年3月31日		昭和58年4月 農林水産省採用 平成29年7月 農林水産省東北農政局長 平成30年10月 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	吉岡 修	自平成31年4月1日 至令和3年3月31日	総合調整・ 食品等検査 担当	昭和61年4月 農林水産省採用 平成27年10月 農林水産省消費・安全局食品安全政策課長 平成29年7月 内閣府食品安全委員会事務局評価第二課長
理事	功刀 豊	自平成31年4月1日 至令和3年3月31日	評価・ 肥飼料検査 担当	昭和57年4月 農林水産省採用 平成30年7月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一	自平成31年4月1日 至令和3年3月31日	農薬検査 担当	昭和57年4月 農林水産省採用 平成30年4月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	中野 隆史	自令和元年6月15日 至令和5年3月31日 ※		昭和58年4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成28年4月 三井住友海上火災保険株式会社理事(東京企業第二本部航空運輸産業部長) 平成31年4月 三井住友海上火災保険株式会社金融公務営業推進本部公務開発部開発顧問
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自令和元年6月15日 至令和5年3月31日 ※		現 公認会計士

※監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

(参考：平成31年4月1日から令和元年6月14日までの期間の監事)

監事	二階堂 孝子	自平成27年4月1日 至令和元年6月14日		昭和61年4月 農林水産省採用 平成23年4月 農林水産研修所副所長
監事 (非常勤)	碓井 憲男	自平成27年4月1日 至令和元年6月14日		公認会計士

② 会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

<https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/>

(3) 職員の状況

常勤職員は令和元年度末現在630人(前年度末比3名増、0.5%増)であり、平均年齢は44.7歳(前年度末44.5歳)となっています。このうち、国等からの出向者は63人、他の独立行政法人(旧3法人は除く)からの出向者は3人、令和2年3月31日定年退職者は24人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

当事業年度中に完成した主要な施設等、継続中の主要な施設等の新設・拡充及び処分した主要な施設等はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	—	—	10,110
資本金合計	10,110	—	—	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金1,450,752円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和元年度発生額（998,798円）を取崩し、当該費用としました。

なお、平成30事業年度から令和元事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高629,210円は、平成30事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,861	85.2%
事業収益	45	0.7%
資産見返運営費交付金戻入	140	2.0%
賞与引当金見返に係る収益	425	6.2%
退職給付引当金見返に係る収益	405	5.9%
合 計	6,877	100%

② 自己収入に関する説明

FAMICは、特定飼料等の検定を行うことにより6百万円（検定手数料収入）、特定飼料等製造業者及び外国特定飼料等製造業者並びに規格設定飼料等製造業者及び外国規格設定飼料製造業者の登録、登録の更新及び変更登録の申請に係る飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査等及び飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うことにより24百万円（検査等手数料収入）、農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習を行うことにより11百万円（講習事業収入及び受託その他講師派遣収入）、抗菌性物質の標準製剤の配布を行うことにより2百万円（標準製剤収入）、肥料の標準試料の配布を行うことにより2百万円（標準試料収入）、特許権等の実施を許諾することにより自己収入を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① 社会貢献活動の推進

FAMIC が行っている食品の安全と消費者の信頼確保のための業務についてご理解を深めていただけるよう、施設見学や一般公開などを行っています。

ア. 施設見学

全国 8 カ所（札幌市、仙台市、さいたま市、東京都小平市、横浜市、名古屋市、神戸市、福岡市）の施設で施設見学を受け入れています。なお、令和元年度は、合計 34 回、575 名の方が利用されました。



詳細につきましては、FAMIC ホームページにて紹介しています。

<http://www.famic.go.jp/information/ippankoukai.html>

イ. 農薬検査部一般公開

上記の施設見学に加えて、農薬検査部では、農薬や農薬の安全性検査について身近に感じていただけるよう、年 1 回、施設の一般公開を行っています。なお、令和元年度は 10 月 5 日に開催し、多くの方がご来場くださいました。

詳細につきましては、FAMIC ホームページにて紹介しています。

<http://www.acis.famic.go.jp/acis/ippankoukai.htm>

ウ. イベントへの出展

「農林水産省祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）、「こども霞ヶ関見学デー」への出展（科学実験）などを行っています。

エ. その他情報提供

その他、業務の一環としてホームページ・広報誌・メールマガジンなどにより、様々な情報提供を行っています。

詳細につきましては、「15. (2) その他公表資料等との関係の説明」をご参照ください。

② 環境貢献活動の推進

FAMIC の主要な業務である肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析は、その実施に当たって多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

このため、平成 27 年度に、FAMIC の業務活動の中での環境配慮を計画的・体系的に推進するため「環境配慮の基本方針」を制定しています。

「環境配慮の基本方針」は 5 項目を示し、具体的に取り組む内容を「環境配慮への行動目標」として定めています。概要は次のとおりです。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
ア. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・各種関連法令や条例の遵守 ・廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 ・分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 ・局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の処理 ・その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
イ. 分析機器等の効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
ウ. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 ・物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 ・分別廃棄等によるリサイクルの促進
エ. グリーン購入法に基づく調達への推進	グリーン購入法に基づく調達への推進
オ. 役職員への環境教育の実施、FAMIC の環境配慮への取組状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・上記アからエの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 ・定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

さらに環境に配慮した取組を実現するため、FAMIC におけるすべての業務を対象とした「令和元年度行動計画」を策定し、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップなど、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組みました。

なお、具体的な取組について、令和元年度の活動をとりまとめた「環境報告書 2020」につきましては、令和 2 年 9 月に公表する予定です。

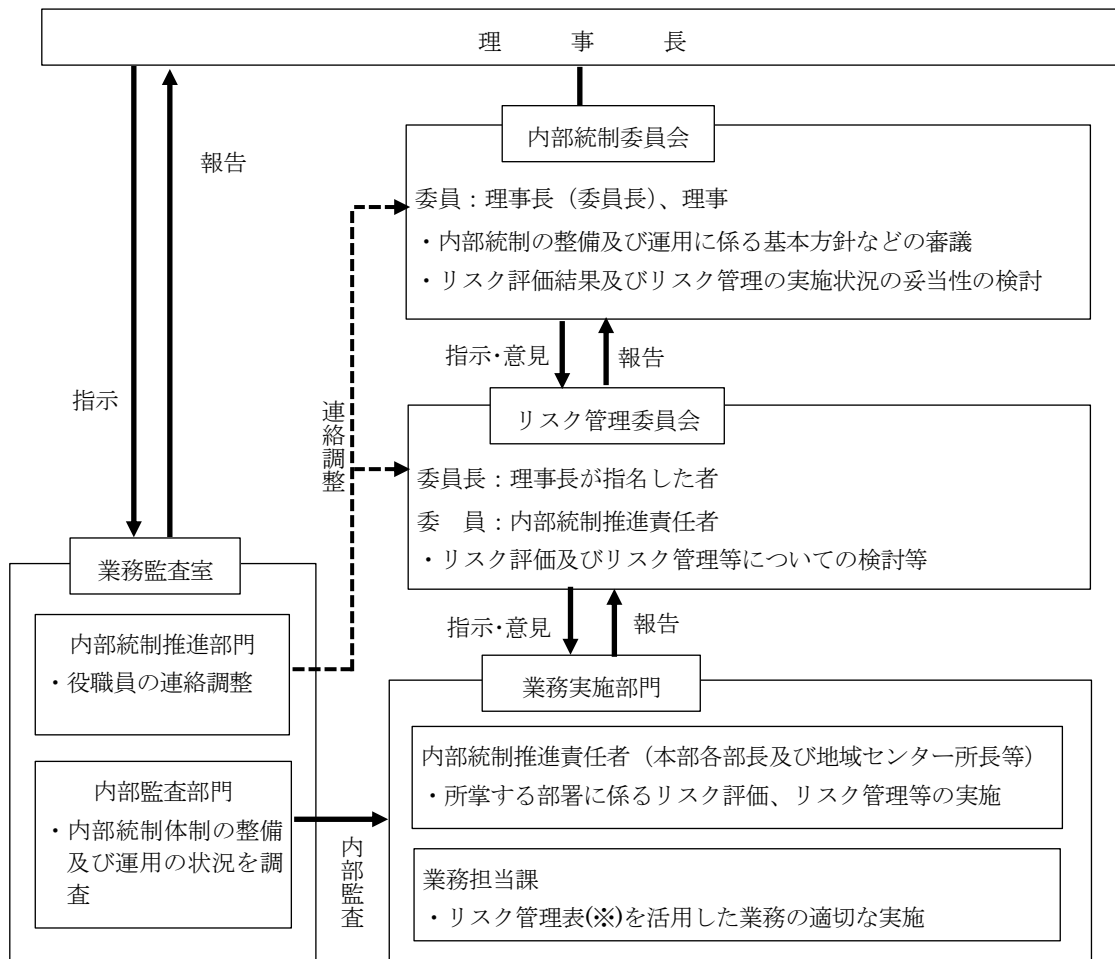
7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の仕組み

FAMIC は、潜在するリスクを洗い出し及び認識・評価した上でリスク管理を適切かつ効果的に実施するため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、組織全体で計画的な取組を実施しています。

FAMIC のリスク管理の仕組みは次のとおりです。



※リスク管理表は、全組織共通リスク・部門共通リスク・固有リスクに区分し、その中から重点リスクを決定。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

6. (1) のガバナンスの体制のもと、7. (1) のリスク管理の仕組みによりリスクに対応しました。なお、FAMIC は、業務実施上のリスクの評価及び管理を適切に行うため、リスク管理委員会を開催し、リスクを「組織全体共通のリスク」、「部門共通のリスク」、「本部各部及び地域センターに固有のリスク」の3層構造に分けて整理し、リスク管理の充実に努めています。

詳細につきましては、FAMIC ホームページにて公表しています。

◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html

◇業務方法書

<http://www.famic.go.jp/information/unnei/mokuhyou.html>

特に重要な課題・リスク及びその対応策の状況は、次のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMIC は、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時における防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制等を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和元年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで防災避難訓練を実施するとともに、入居する合同庁舎の避難訓練にも参加しました。また、FAMIC 本部に設置する災害対策本部では非常参集要員による訓練の検証等を行い、改善すべき点は安全衛生委員会で審議し、防火・防災管理規則を改正（令和2年4月1日施行）するなどの改善に取り組み、リスクの低減を図りました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMIC は、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和元年度は、情報セキュリティインシデント発生時に必要な報告・初動対応が行われないというリスクに対し、対応マニュアルや手順書を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練などの実施により、リスクの低減を図りました。

③ 業務の執行に関する課題・リスクに対する対応状況

FAMIC は、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とした検査分析機関であるため、検査・分析に係る信頼性が損なわれることを重大なリスクの一つと捉えています。そのため、ソフト面として、ISO/IEC17025 の考え方により基準文書に基づく業務及び技術管理を推進すること、目的に応じた精度管理を行うこと、第三者機関による ISO/IEC17025 の認定取得やFAMIC 自身の自己適合宣言に取り組むこと、また、ハード面として、機器や施設の整備を適切に行うことなどにより、検査・分析の信頼性の確保に組織全体で取り組んでいます。

具体的には、令和元年度は、例えば本部の中央分析室では、手順書、標準作業書の不備によ

り試験結果に悪影響を与えるというリスクに対し、各種手順書、標準作業書の制定やそれらの定期的な見直しによる最適化に努め、リスク低減を図りました。また、分析担当者の不足等によりマネジメントに悪影響を与えるというリスクに対し、分析試験に関する教育訓練手順書を定めて研修プログラムを整備し、人事異動があった場合には速やかに実施することや、各職員の役割に求められる力量を明確にして、力量の確認、把握を行い、教育訓練プログラムにより必要な研修を確実に実施することなどによりリスク低減を図りました。

8. 業績の適正な評価の前提情報

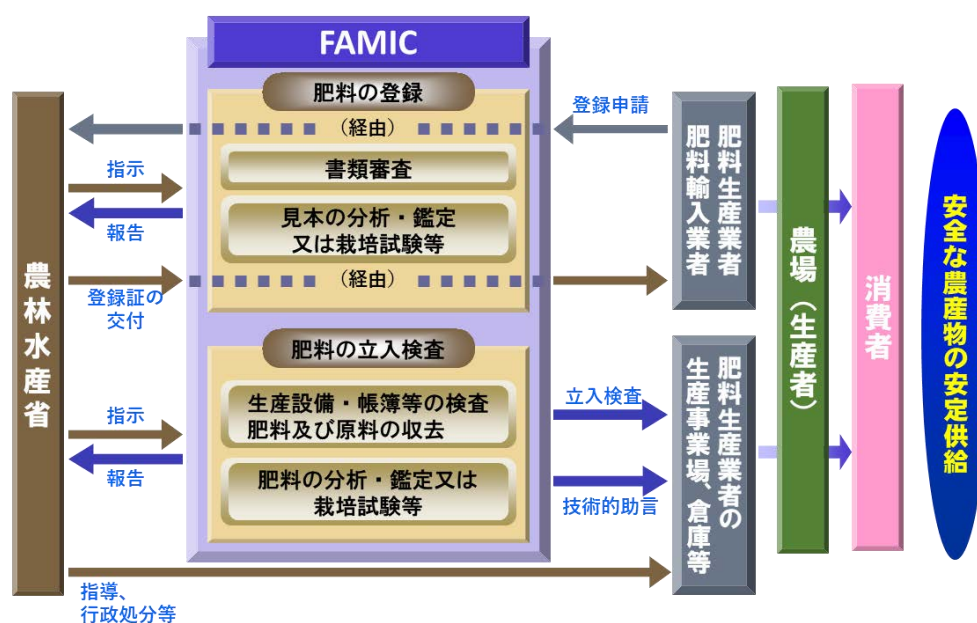
令和元年度のFAMICの各事業についてのご理解と評価に資するため、各事業の前提となる、主なスキームを示します。

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

肥料は、安全な農作物を安定的に提供するため、「肥料取締法」により安全性と品質の確保が図られています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、肥料取締法に係る様々な業務（肥料の登録調査、立入検査等）を実施しています。また、「地力増進法」に基づく土壌改良資材の立入検査及び試験も実施しています。

なお、肥料取締法の改正に伴う新たな業務については、「4. (2)① 肥料及び土壌改良資材関係業務」をご参照ください。

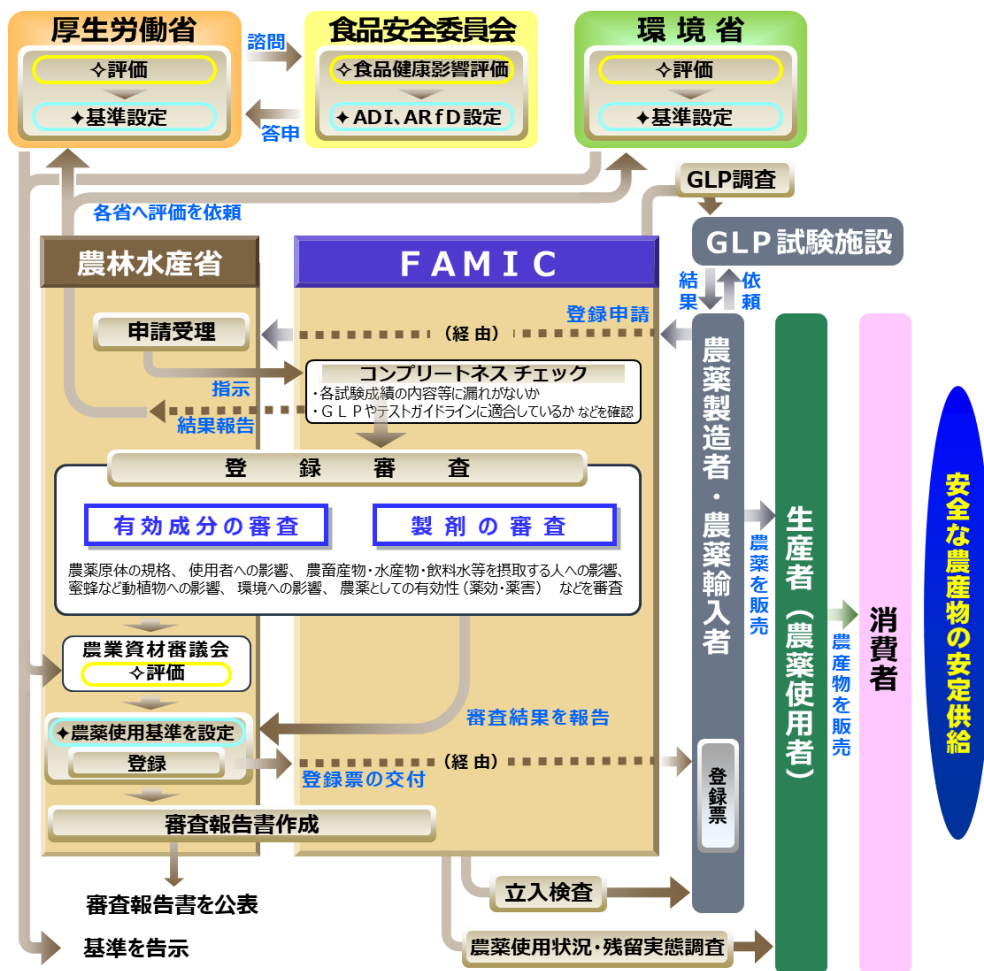


(2) 農薬関係業務

農薬は、品質や安全性が確保され適切に使用されないと、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、「農薬取締法」により安全性その他の品質及び安全かつ適正な使用の確保が図られています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、農薬取締法に係る様々な業務（農薬の登録審査、立入検査、農薬GLP適合確認等）を実施しています。また、農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況の調査等を実施しています。

なお、改正農薬取締法に基づく新たな業務については、「4.(2)② 農薬関係業務」をご参照ください。



※「農薬の安全確保のしくみ」の詳細は、FAMICホームページにて公表しています。

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/nouyaku.html

(注) ADI : Acceptable Daily Intake。その物質を、「一生涯にわたって」「毎日」摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される、「一日あたりの」許容摂取量。

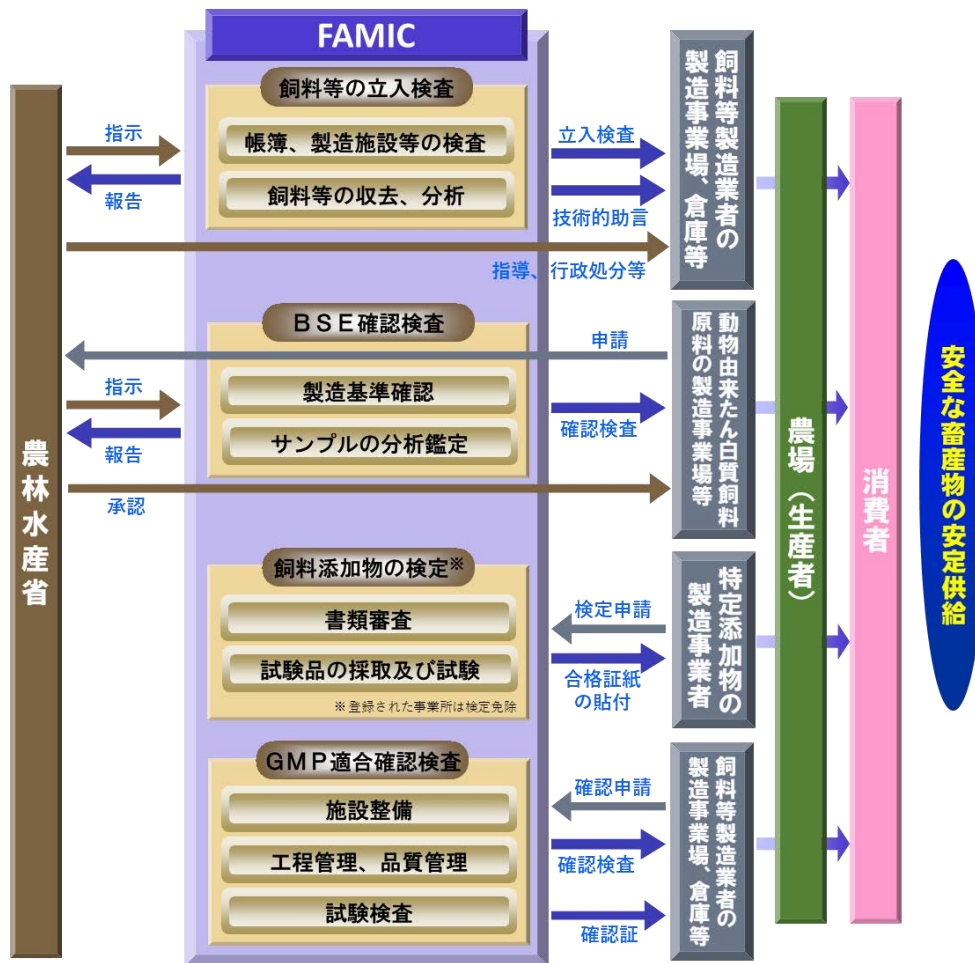
ARfD : Acute Reference Dose。その物質を、「24時間又はそれより短い時間」に摂取した場合でも、健康に悪影響を示さないと推定される摂取量。

GLP : Good Laboratory Practice (優良試験所規範)。

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

飼料及び飼料添加物は、これらの使用が原因となって健康を損なう恐れのある有害畜産物が生産され消費者に影響が及ぶことなどを防止するため、「飼料安全法」により安全性と品質の確保が図られています。

FAMICは、農林水産大臣の指示により、飼料安全法に係る様々な業務（立入検査、BSEの発生防止に係る製造事業場の確認検査、飼料添加物の検定、GMP適合確認検査等）を実施しています。また、「ペットフード安全法」に基づく立入検査及び試験も実施しています。



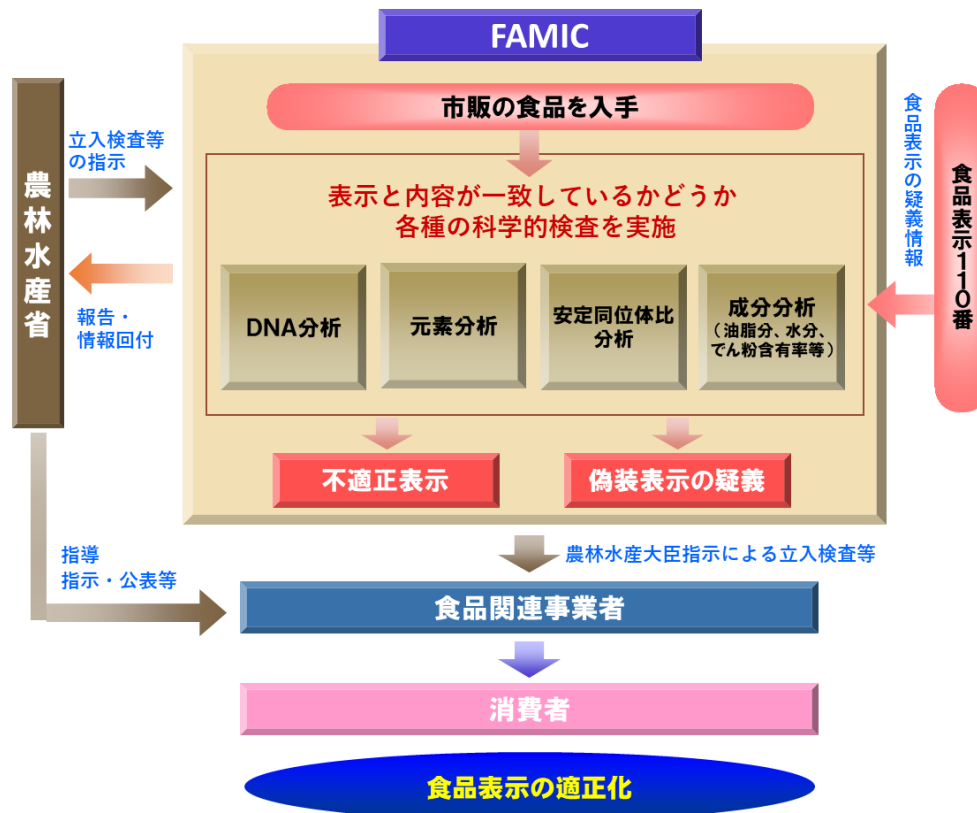
(注) BSE : Bovine Spongiform Encephalopathy (牛海綿状脳症)。

GMP 適合確認：飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン(平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき製造管理及び品質管理の方法が適切になされているかを確認すること。

(4) 食品表示の監視に関する業務

「食品表示法」では、販売されるすべての食品に食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられています。これは、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報を、事業者から消費者に適正に伝達するためです。

FAMICは、市販の食品について原産地や品種、加工食品の原材料などが正しく表示されているか否かを確認するため、DNA分析、元素分析、安定同位体比分析、成分分析などの科学的検査を行っています。不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場などへ立入検査を行っています。また、原産地などの判別技術の開発・実用化や改良のための調査研究を行っています。

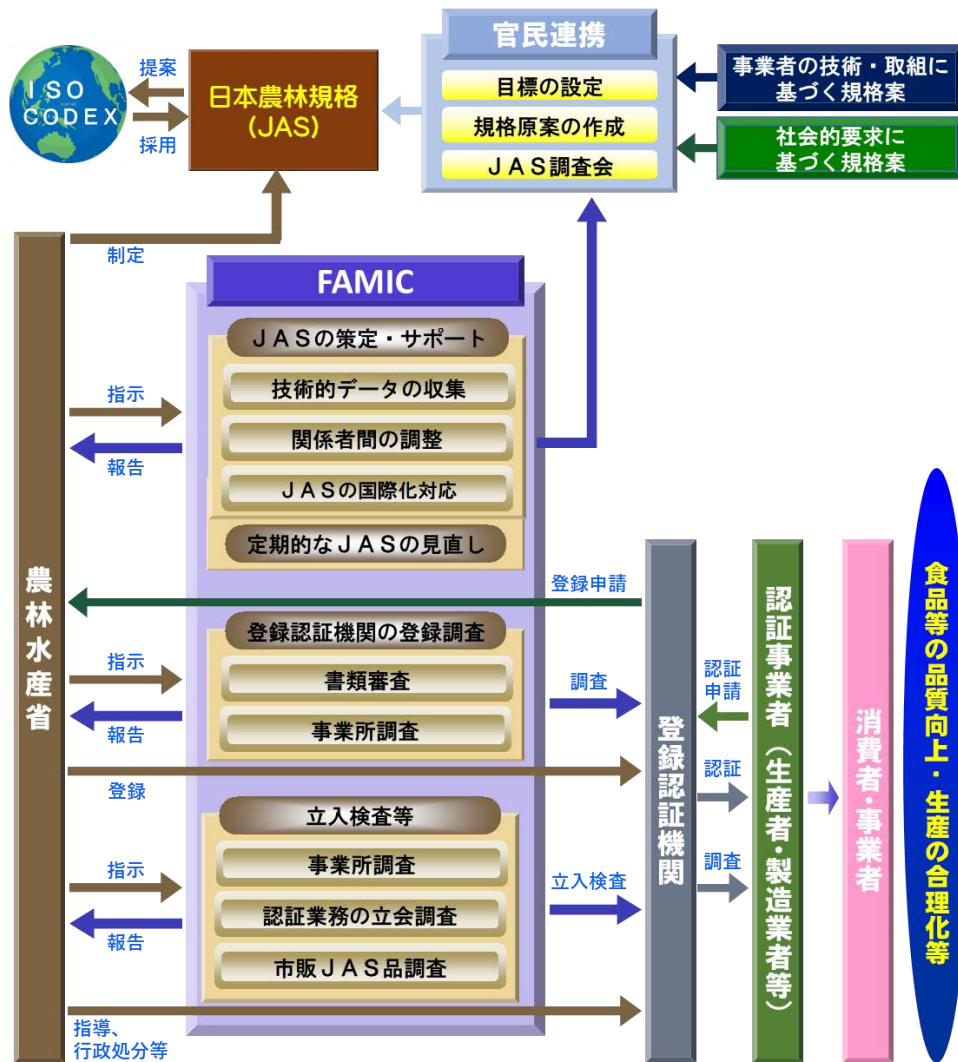


(注) 安定同位体比分析：炭素を例にとると、自然界には質量数が異なる¹²Cと¹³C（安定同位体）が存在する。その存在比（¹²C/¹³C）を分析することで、産地判別や異種原料の混入確認を行う分析法。

(5) 日本農林規格(JAS)等に関する業務

「JAS 法」に基づく JAS 制度は、農林水産大臣が制定した JAS に適合している農林水産品などに、適合の証明となる JAS マークを表示することができる制度です。また、この制度では生産者・事業者などが、自らの事業に関連した規格を提案することができます。

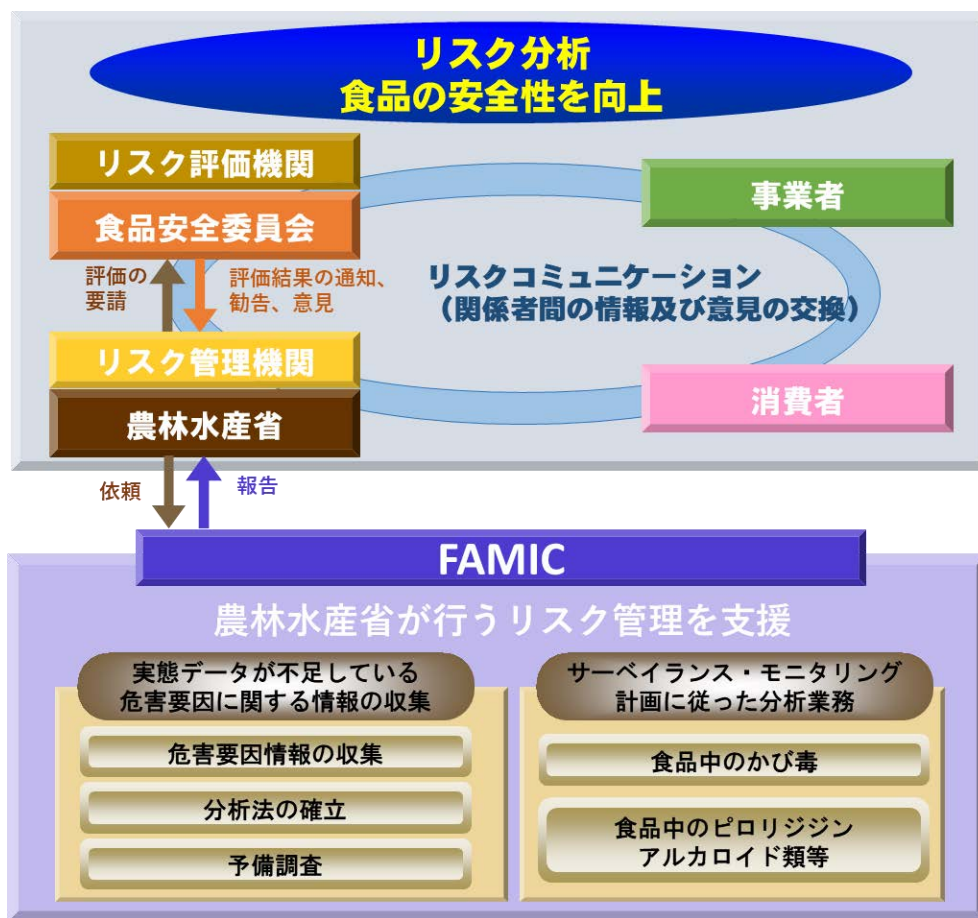
FAMIC は、JAS 制度の普及に努めているほか、制度に関する様々な業務（事業者団体等へのサポートを含めた新たな JAS 原案の作成、登録認証機関等の登録申請等に対する調査、登録後の適合状況を確認するための立入検査等）を実施しています。



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

【食品中の有害化学物質等のリスク管理】は、食品中の有害化学物質等によって生じるリスク（健康への悪影響が起きる可能性とその程度）を低減するため農林水産省が行っている取組で、具体的には、リスク評価の結果を踏まえ、技術的な可能性、費用対便益等を検討し適切な政策・措置を決定、実施することです。食品中の有害物質等のリスク管理を適切に実施することにより、食品の安全を脅かす問題や事故の予防・防止に繋がります。

FAMIC は、ISO/IEC17025 に基づく試験所認定を取得し、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供してリスク管理に協力しています。また、農林水産省の指示等に基づき農林水産省の施策のための基礎データとするための食品中の有害物質等の分析調査を行い、信頼性の高いデータが得られるよう分析法の適用性を検証し、有害物質を分析するための手順書の作成等を行っています。



なお、サーベイランス・モニタリング計画に従った分析業務のうち、飼料の分析業務については、「(3) 飼料及び飼料添加物関係業務」に含まれます。

(7) その他の業務

FAMIC は、(1)～(6)の他、業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジンなど様々なツールを用いて提供しています。また、検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力などを行っています。

9. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和元年度は、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の各業務に適切に取り組み、適切な業務運営を行ってまいりました。その結果、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り、的確に業務を遂行することができたことから、計画に基づき順調な組織運営を行っていると自己評価し、法人全体に対する自己評価を、「B：事業計画における所期の目標を達成している」としました。

各業務（セグメント）毎の具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMIC ホームページにて公表しています。

◇令和元年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku.html

(単位：百万円)

項 目	評定 (※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	B	1,087
② 農薬関係業務	B	1,997
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	1,555
④ 食品表示の監視に関する業務	A	2,553
⑤ 日本農林規格等に関する業務	B	1,875
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	285
⑦ その他の業務	B	870
II 業務運営の効率化に関する業務		
① 業務運営の改善	B	
② 業務運営コストの縮減	B	
③ 人件費の削減等	B	
④ 調達等合理化の取組	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収入計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	

② 内部統制の充実・強化	B	
③ 情報セキュリティ対策の推進	B	
④ 施設及び設備に関する計画	—	
⑤ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,780
合計		12,003

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(2) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評定(※)	B	B	B	B	B

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

10. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,997	6,997	
施設整備費補助金	-	-	
受託収入	-	-	
諸収入	45	49	※A
計	7,042	7,047	
支出			
業務経費	783	747	※B
施設整備費	-	-	
受託経費	-	-	
一般管理費	517	504	
人件費	5,742	5,681	
計	7,042	6,932	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(差額理由)

※A：GMP検査の件数が増加したことにより、収入が増となっています。

※B：分析機器等の入札等による契約額の減少により、支出が減となっています。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesanhoukoku.html

1 1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,340	流動負債	1,224
現金・預金等（*1）	913	未払金・預り金等	799
引当金見返	425	引当金	426
その他	2	固定負債	5,155
固定資産	11,396	資産見返負債	441
有形固定資産	6,977	引当金	4,408
引当金見返	4,408	その他	306
その他	11		
		負債合計	6,379
		純資産の部（*2）	
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△3,868
		利益剰余金	115
		純資産合計	6,357
資産合計	12,737	負債純資産合計	12,737

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

以下、他の財務諸表についても同様です。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	11,826
経常費用（*3）	6,766
臨時損失（*4）	5,060
その他行政コスト（*5）	177
行政コスト合計	12,003

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	6,766
調査指導業務費	5,756
人件費	4,735
減価償却費	117
その他	904
一般管理費	1,010
人件費	794

減価償却費	23
その他	193
財務費用	-
経常収益	6,877
運営費交付金収益	5,861
事業収益等自己収入	45
その他	971
臨時損失 (* 4)	5,060
臨時利益	5,063
前事業年度繰越積立金取崩額	1
当期総利益 (* 6)	115

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△3,691	55	6,474
当期変動額	-	△177	60	117
その他行政コスト (* 5)	-	△177	-	△177
当期総利益 (* 6)	-	-	115	115
その他	-	-	△54	△54
当期末残高 (* 2)	10,110	△3,868	115	6,357

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	333
人件費支出	△5,462
運営費交付金収入	6,997
事業収益等自己収入	7
その他収入・支出	△1,209
投資活動によるキャッシュ・フロー	△124
資金増加額 (又は減少額)	209
資金期首残高	705
資金期末残高 (* 7)	913

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	913
定期預金	—
現金及び預金 (* 1)	913

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou.html

1 2. 財政状態及び運営状況の理事長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は 12,737 百万円と、前年度末比 4,807 百万円増（前期は 7,929 百万円）となっています。これは、下記にある引当金見返の計上による増のほか、現金及び預金が 209 百万円増（29.6%増）となったこと、減価償却等により有形固定資産が 232 百万円減（3.2%減）となったことが主な要因です。

負債合計は 6,379 百万円と、前年度末比 4,924 百万円増（前期は 1,456 百万円）となっています。これは、退職金等の未払金が 140 百万円増（22.4%増）となったこと、減価償却等により資産見返負債が 60 百万円減（12.0%減）となったことが主な要因です。

また、会計基準の改訂により当期から負債の部、資産の部それぞれに引当金（引当金見返）を計上していることもそれぞれが増となった要因です。

純資産合計は、6,357 百万円であり、資本金（政府出資金）10,110 百万円、資本剰余金△3,868 百万円、利益剰余金は 115 百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、12,003 百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、11,826 百万円、その他行政コストは 177 百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は 6,766 百万円と、前年度比 82 百万円増（1.2%増）となっています。これは、退職者数の増に伴い退職金費用が増加したこと、人事院勧告を踏まえた給与規程の改正、賞与引当金繰入の計上及び支給対象人員の減により人件費が前年度比 74 百万円増（1.4%増）となったこと並びに減価償却費が 6 百万円減（4.2%減）となったことが主な要因です。

当期総利益は 115 百万円と、前年度比 60 百万円増（前期は 54 百万円）となっています。これは、運営費交付金収益等の経常収益が増加したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、当期総利益 115 百万円を計上した結果、6,357 百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは333百万円と、前年度比163百万円増（前期は169百万円）となっています。これは、人件費支出が130百万円増（2.4%増）となっていること、その他の業務支出が123百万円増（11.5%増）となっていること、国庫納付金の支払額56百万円減（51.4%減）となっていること及び運営費交付金収入が前年度比356百万円増（5.4%増）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは△124百万円と、前年度比20百万円増（19.2%増）となっています。これは、有形固定資産の取得による支出が22百万円増（21.4%増）となったことが主な要因です。

1.3. 内部統制の運用に関する情報

FAMIC は、役員(監事を除く。)の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)の整備に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

(1) 内部統制の推進に関する事項(業務方法書第93条、第97条)

FAMIC は、内部統制システムの整備を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしています。

令和元年度は、7回委員会を開催し、また、本部各部及び地域センターごとに内部統制推進責任者を指名し、内部統制の推進を図りました。

(2) リスク評価と対応に関する事項(業務方法書第98条)

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、リスク管理委員会を設置しています。

令和元年度は、6回委員会を開催し、業務ごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析を行いました。また、把握したリスクを評価するとともに、リスク顕在時の対応方針等を策定してリスクを管理しました。

(3) 監事監査に関する事項(業務方法書第101条)

FAMIC は、通則法第19条第4項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和元年度は、監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制整備を進めるとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等に係る事務を行いました。

なお、独立行政法人・特殊法人等監事連絡会は、独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

(4) 内部監査に関する事項(業務方法書第102条)

理事長は、FAMIC の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告させています。

令和元年度の内部監査では、不適合は検出されませんでした。

(5) 入札・契約に関する事項(業務方法書第104条)

入札・契約の透明性を担保し、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組に関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和元年度は、2回委員会を開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

(6) 予算の適正な配分に関する事項(業務方法書第105条)

運営交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備

した上で、その整備及び評価結果を FAMIC 内部の予算配分等に活用する仕組みを設けています。

令和元年度は、役員会で予算の執行状況を報告するとともに、予算執行状況を踏まえた予算配分を行いました。

1 4. 法人の基本情報

(1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)

平成 3 年 4 月 農林水産省農林規格検査所から農林水産省農林水産消費技術センターに改組

平成 13 年 4 月 独立行政法人農林水産消費技術センターとして設立

(旧肥飼料検査所関係)

昭和 38 年 1 月 農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して農林省肥飼料検査所となる

平成 13 年 4 月 独立行政法人肥飼料検査所として設立

(旧農薬検査所関係)

昭和 22 年 6 月 農林省農薬検査所設置

平成 13 年 4 月 独立行政法人農薬検査所として設立

平成 19 年 4 月 上記 3 法人を統合して独立行政法人農林水産消費安全技術センターとして設立

平成 27 年 4 月 行政執行法人となる

(2) 設立に係る根拠法

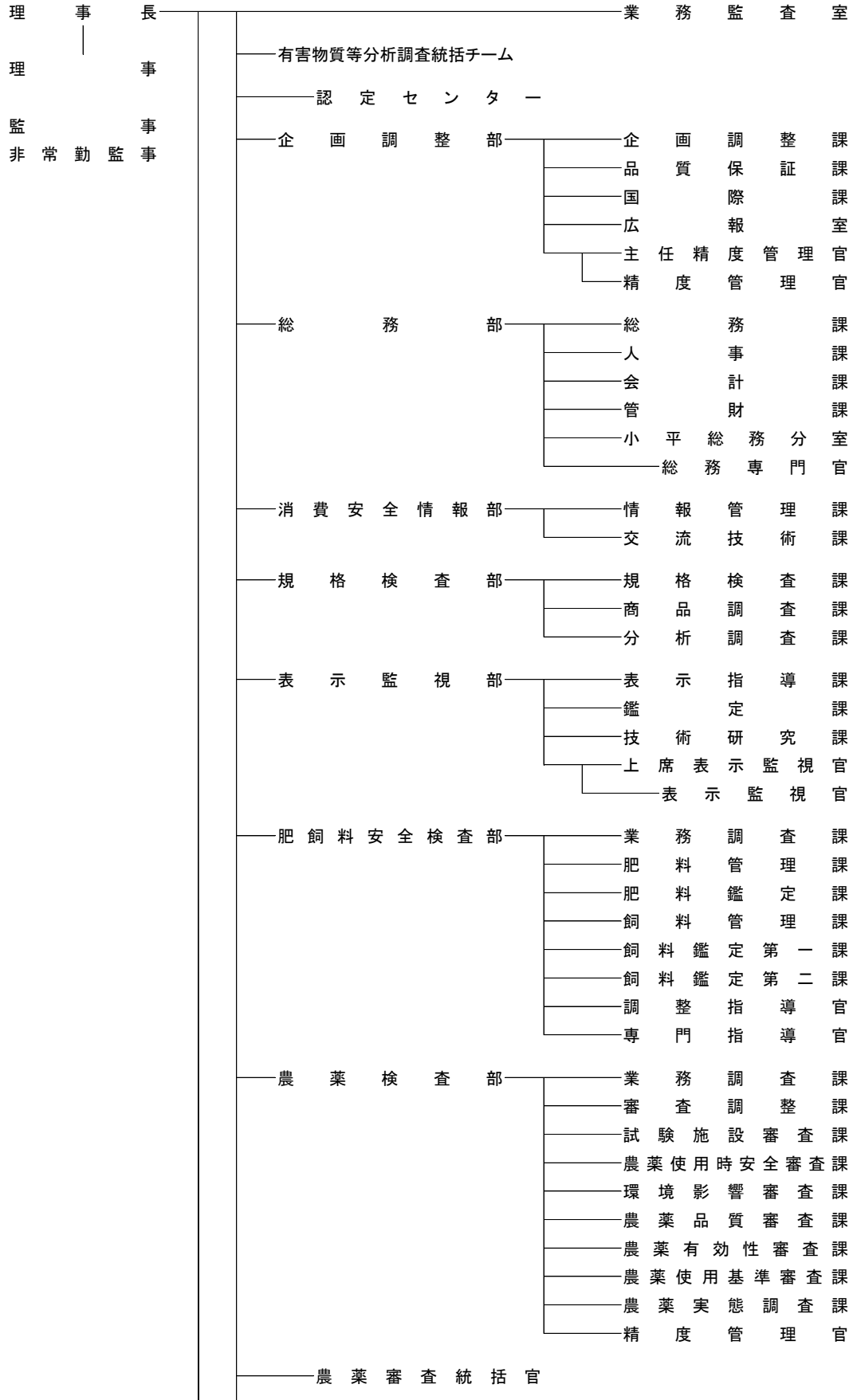
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号）

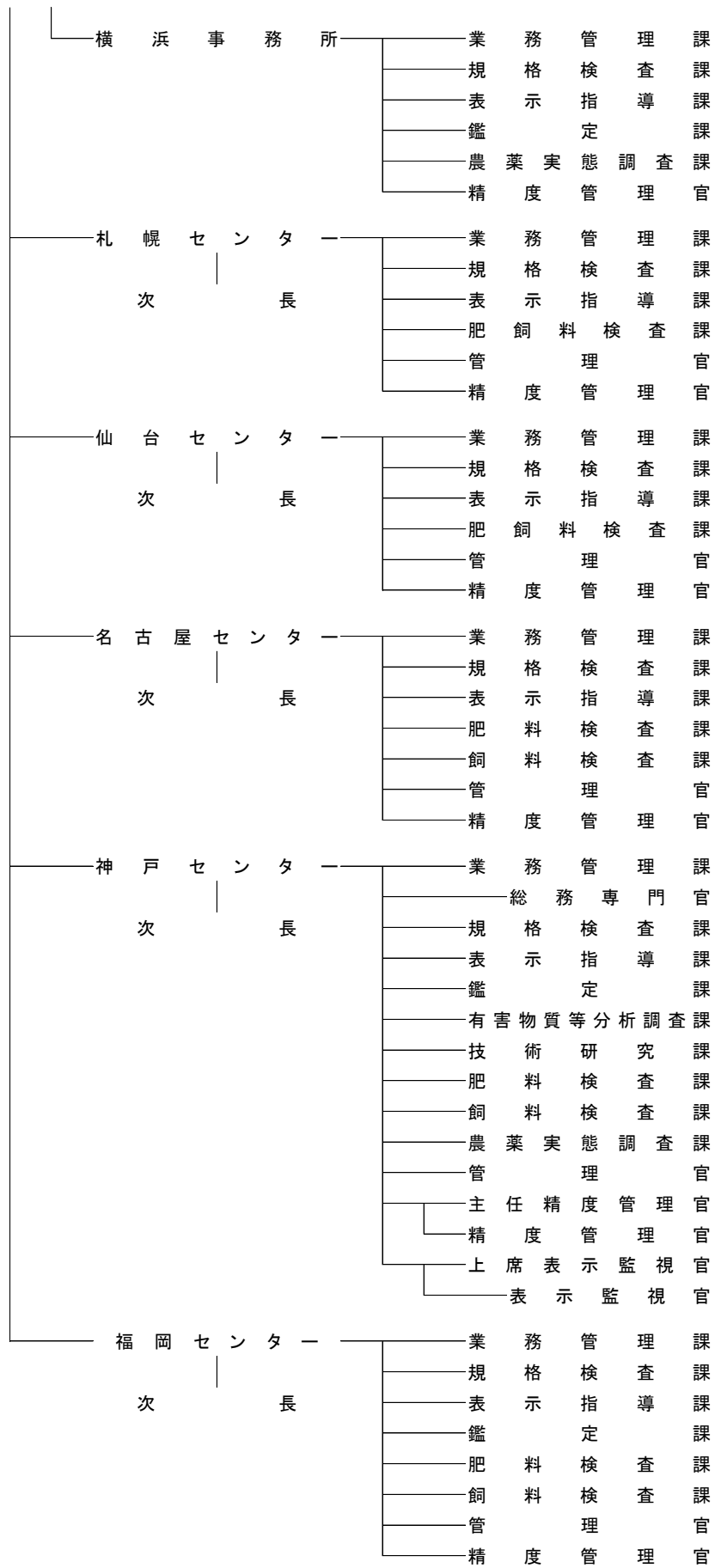
(3) 主務大臣（主務省所管課）

農林水産大臣（農林水産省消費・安全局総務課）

(4) 組織図

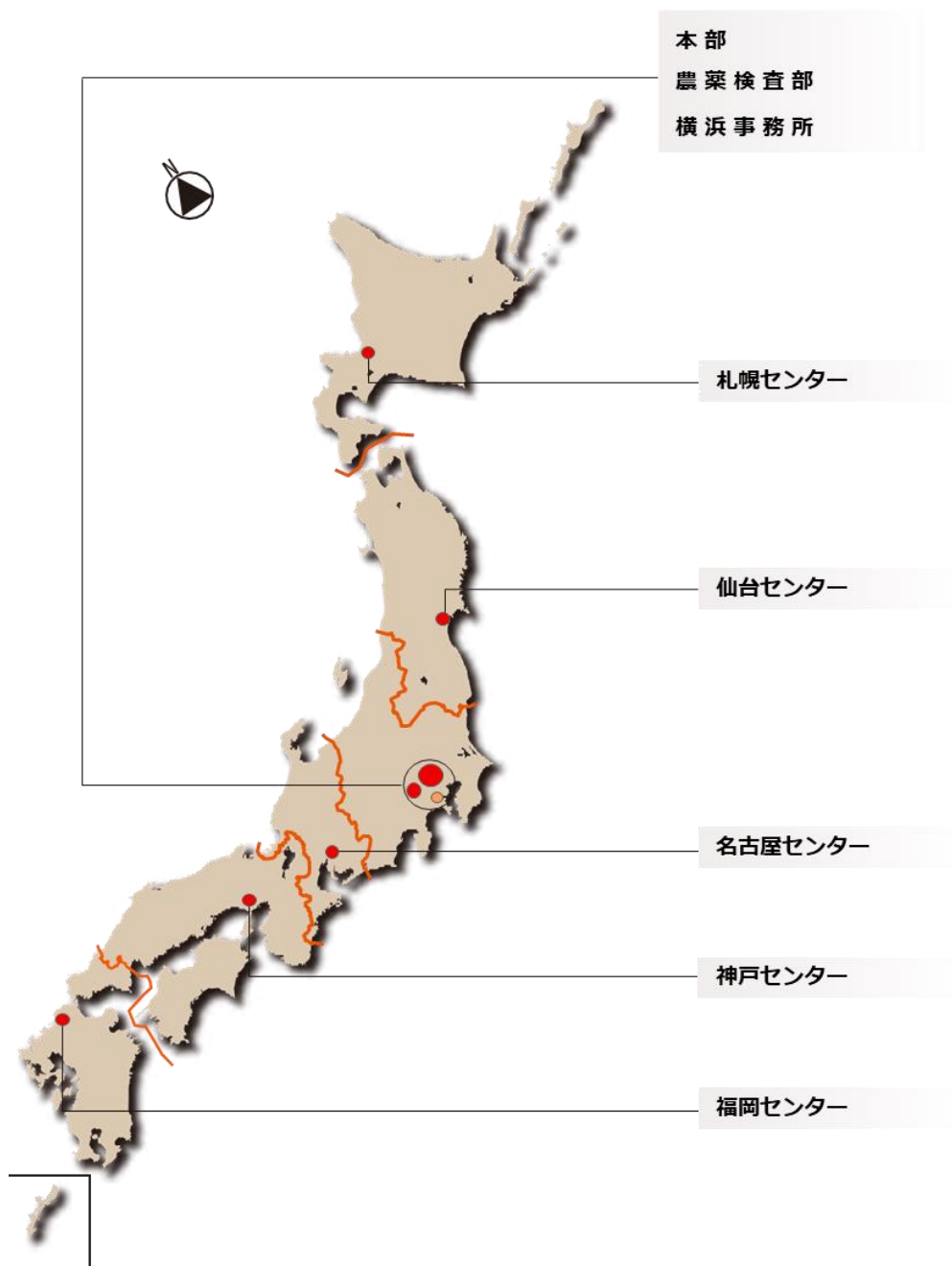
令和2年3月31日 現在





(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

- 本部 : さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部 : 東京都小平市鈴木町 2-772
横浜事務所 : 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2 合同庁舎
札幌センター : 札幌市北区北 10 条西 4-1-13 道新北ビル
札幌センター : 札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第2 合同庁舎
仙台センター : 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第3 合同庁舎
名古屋センター : 名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館
神戸センター : 神戸市中央区港島南町 1-3-7
福岡センター : 福岡市東区千早 3-11-15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
資産	8,967	8,604	8,144	7,929	12,737
負債	1,371	1,400	1,387	1,456	6,379
純資産	7,596	7,204	6,758	6,474	6,357
行政コスト					12,003
経常費用	6,431	6,552	6,564	6,684	6,766
経常収益	6,446	6,820	6,671	6,737	6,877
当期総利益	474	282	110	54	115

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	6,873
施設整備費補助金	36
受託収入	-
諸収入	43
前年度よりの繰越金	-
計	6,953
支出	
業務経費	762
施設整備費	36
受託経費	-
一般管理費	486
人件費	5,668
計	6,953

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,644
経常費用	7,644
人件費	5,668
業務費	663

一般管理費	473
減価償却費	107
賞与引当金繰入	424
退職給付費用	309
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	7,643
運営費交付金収益	6,760
受託収入	-
諸収入	43
資産見返運営費交付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	-
賞与引当金見返に係る収益	424
退職給付引当金見返に係る収益	309
臨時利益	-
純利益	△1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	6,953
業務活動による支出	6,804
投資活動による支出	150
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	6,953
業務活動による収入	6,917
運営費交付金による収入	6,873
受託収入	-
その他の収入	43
投資活動による収入	36
施設整備費補助金による収入	36
その他の収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

詳細につきましては、令和2年度事業計画をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyoukeikaku.html

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	:	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	:	運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	:	土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	:	有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	:	運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
流動負債	:	未払金、預かり金等
引当金	:	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金等が該当
資産見返負債	:	事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金	:	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	:	資産除去債務等
資本金	:	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	:	国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	:	独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	:	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	:	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	:	独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	:	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	:	事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用

人件費	:	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	:	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	:	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	:	手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	:	固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高	:	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	---	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	:	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	:	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	:	リース債務の返済額が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

FAMICは、ホームページ等を通じて、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関する情報を提供しています。

① ホームページ

ホームページでは、FAMICが行う業務内容・公表事項、農業生産資材や食品等に関する情報などを、科学的知見から分かりやすくタイムリーに提供しています。

<http://www.famic.go.jp/>

The screenshot shows the FAMIC website homepage. At the top, there is a navigation bar with links for '意見・お問い合わせ', 'ヘルプ', 'サイト内検索', 'English', and 'サイトマップ'. Below this is a search bar and a language selection dropdown. The main navigation menu includes categories like '肥料・土壌改良資材', '農業', '飼料', 'ペットフード', and '食品表示・JAS等'. The central content area has a 'HOME' banner with a welcome message and a '新着情報' (New Information) table. The table lists several updates from February 2020, such as the addition of new information to the 'Introduction' page and updates to the 'Fertilizer' and 'Pet Food' sections.

② 広報誌「大きな目小さな目」

広報誌では、農業生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの関係業務の情報、食品等のQ&Aなどを、年4回定期的に発行しています。広報誌は、ホームページでも公表しています。

http://www.famic.go.jp/public_relations_magazine/kouhoushi/index.html

The image displays three pages from the FAMIC magazine '大きな目小さな目'. The first page is the cover, featuring the title and a large image of kiwi fruit. The second page is titled '食と農のサイエンス' (Food and Agriculture Science) and contains an article about '私たちの食べ物についての物語 その2' (Our Food's Story Part 2), discussing the evolution of food and agriculture. The third page is titled 'ISO国際会議 in さいたま' (ISO International Conference in Saitama) and reports on the 18th TC218 Plenary Meeting and the 16th WG4 Plenary Meeting.

